

IMO第46回防火小委員会(FP46)の結果について

国土交通省海事局安全基準課

標記会合は、平成14年2月4日から8日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。我が国からは10人が出席した。

今次会合における主な審議結果は以下のとおり。

1. SOLAS条約 -2章及び同章関連火災火災試験方法の統一解釈 (議題5関連)

・経緯及び概要

今次会合には、我が国はじめ、米国、英国から以下の提案があった。

我が国提案の主な解釈案は以下のとおり。

- ・貨物ポンプ室の保護規定はバラスト等ポンプ室のような貨物の流入の危険性が極めて低いポンプ室には適用するべきでない。
- ・CO₂消火剤の保管場所とその他の消火剤の保管場所の規定は明確に分割すべき。
- ・局所消火装置のノズルの配置は、鉛直下方向のみでなく、斜めや横方向からの噴霧も可能とするべき。また、同装置の保護対象場所をより明確にするべき。(MSC/Circ.913の解釈にも関連)

その他 EEBD (非常用脱出呼吸具) など

米国は、SOLAS 条約 II-2 章第 6 規則に規定される床張り (カーペット等) の煙及び有害物質の発生試験において、同条約第 5 規則に規定される炎伝搬性試験と当該煙等発生試験は類似していることから、炎伝搬性試験が要求される通路及び階段に施された場合にのみ煙等発生試験を適用すべき旨、提案を行った。

英国は、SOLAS 条約 II-2 章第 7 規則の煙探知器の同等物として一酸化炭素濃度と温度上昇の組み合わせ式火災探知器を認めた上、同装置の承認ガイドラインを IMO として合意するよう提案を行った。

・審議結果

貨物ポンプ室の保護規定及び固定式消火装置消火剤の格納場所に関する我が国提案に対して、多数の国から支持が表明され、統一解釈として合意された。

その他我が国が提案した解釈の多くが合意された。

局所消火装置については、我が国はすでに解釈案をすでに適用していることがノートされ、本件については、引き続き、コレスポンデンスグループ等で検討していくこととなった。

発煙性要件の適用に関する米国解釈提案に対しては、合意に至らなかった。

一酸化炭素と温度上昇の組み合わせ式火災探知機に関する英国提案に対しては、現行の煙探知器に関する技術基準で規定されている火災が検知できるという性能要件が担保されていることが説明され、英国が提案した MSC サーキュラー案に所用の修正を加え合意された。

2. 旅客船及び高速旅客船の避難解析に関するガイドライン (議題3関連)

・経緯及び概要

1994年9月のエストニア号事故等を契機に、SOLAS 条約及び高速船(HSC)コードが改正され、1999年7月以降に建造された RORO 旅客船及び高速船には避難経路解析を行うことが義務づけられている。一方、一般旅客船については、SOLAS 条約上は避難経路になる通路の幅並びに階段及び踊り場の面積を一定以上に確保することが義務付けられているが、避難経路解析に関して規定されていないことから、非 RoRo 旅客船に対して適用される簡易解析法(MSC/Circ.909)を一般旅客船に拡大した勧告ベースのガイドライン(簡易解析法及び詳細解析法)の作成が現在進められている。

・審議結果

非 RoRo 旅客船に対する避難解析に関するガイドライン案(MSC サーキュラー案)は合意され、MSC75 に承認のため、提出されることとなった。

3. 煙制御及び通風装置（議題4関連）

・経緯及び概要

本年7月に発効する SOLAS 条約第 II-2 章の全面改正の審議において、アトリウム、制御場所及び機関区域に適用されている煙制御要件を居住区域全体に強制化することが審議されたが、審議の結果、本要件の居住区域全体への強制化は非常に大きな影響を与える改正であることから継続して審議することとされ、別途非強制のガイドラインを今次会合までに作成することとなった。なお、今次会合に提案されているガイドライン案では、煙制御は、基本的に階段区域を加圧し、通路に排煙する方法とした上で、公共場所と居住区域の通路が満たすべき要件（一定時間内の室内空気の循環量等）を規定している。

・審議結果

上記ガイドライン案が作成され、本ガイドライン案は、MSC サークュラーとして承認されるため、MSC75 に提出されることとなった。

なお、煙制御設備（通風装置等）と固定式消火設備（スプリンクラ等）との関連性については、今後検討する必要性が認識され、本議題を次回会合の議題から削除するものの、作業計画には残すこととなり、次回会合より情報収集した後、必要に応じてガイドラインを見直すこととなった。

5. 火災安全設備の性能試験及び承認基準（議題12関連）

・経緯及び概要

SOLAS 条約第 II-2 章の全面改正が採択され、改正前の第 II-2 章の技術的事項及び参照ガイドラインを取り込む形で強制コードとして FSS コードが策定された。しかしながら、当該改正は大幅なものであり、時間的な制約もあったことから、改正前の内容をそのまま条約からコードに移した内容となっている。そのため、主管庁が規制を実施するに当たり、現時点では技術的に古くなったもの、曖昧なものが多く、2001年5月の MSC74 に米国が同コード及び同コードに引用されるサーキュラー等の全面見直し作業を提案したものである。

今次会合において、提案国である米国より今後検討すべき項目が提案されて、作業計画の策定を中心に検討された。

・審議結果

我が国は、米国提案を支持し、原則として、種々の火災試験及び承認基準の調和を図ることとなった。

今後は、コレスポンデンスグループが設置され、次回までに、（1）現行の決議、勧告、指針及びサーキュラーで規定された基準のレベル調査及びその認識、（2）各区画の性能試験及び承認基準を調和した素案の作成又は新規作成、（3）火災安全システムの各項目に関する作業スケジュールを短期、中期及び長期に区分けすること等について作業を行い、結果を次回に報告することとなった。